

北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号に掲げる事業を営む者をいう。)に対し、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の感染拡大防止並びに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況における原油価格及び物価高騰に係る対策に活用できる支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この要綱による支援金の交付を受けられることができる者(第6条第2項において「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業者であって、営業に当たり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対策を適切に実施し、かつ、支援金の申請日以後においても事業を継続する意思がある者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で法第4条第1項の許可を受けている事業者であって、市内に本店(個人事業者にあつては、住所)又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所(次条第1号において「営業所」という。)を置く事業者
- (2) 令和4年4月1日時点で法第4条第1項の許可を受けている事業者であって、路線内系統の起点、終点及び運行経路のいずれかが本市の区域内にあるバス路線(高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。))を走行するバス路線及び市の区域内にある停留所が全て乗車専用又は降車専用であるバス路線を除く。)を運行している事業者

(支援金の額等)

第3条 この要綱による支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人であつて、前条第1号に該当する事業者 20万円(令和4年4月1日時点で当該事業者が市内の営業所に配置する登録車両が40台以上の場合にあつては30万円、1台の場合にあつては10万円)
- (2) 個人事業者であつて、前条第1号に該当する事業者 20万円(令和4年4月1日時点で当該事業者が市内に配置する登録車両が40台以上の場合にあつては30万円、1台の場合にあつては10万円)
- (3) 前条第2号に該当する事業者 20万円(令和4年4月1日時点で平日1日当たり市内を走行する登録車両が40台以上の場合にあつては30万円、1台の場合にあつては10万円)

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を受け付ける期限は、令和4年8月31日までとする。
(助成の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成の可否を決定し、一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金支給決定通知書(別記第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給等)

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者に対し、支援金を支給するものとする。この場合において、支援金の支給は、当該支援金の支給の決定を受けた者の口座に振り込むことにより行うものとする。

2 支援金の支給は、交付対象者1者につき1回に限るものとする。
(決定の取消し)

第7条 市長は、この要綱による支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該支援金の支給の決定を取り消された者に対し支援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(支援金の交付等)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号)の規定するところによる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画財政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付申請書兼請求書

北広島市長 様

住 所
名 称
代表者名

印

北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金の交付を受けたいので、北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求をします。

記

1 対象となる事業所

名称	
所在地	

2 対象となる事業所で登録している台数

道路運送法上の区分	台数
ア 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)	
イ 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)	
ウ 一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー、福祉タクシー)	
合計	

3 請求額

請求額 _____円

裏面もあります。振込先は裏面に記載してください。

4 振込先(口座名義は、申請者名と同一としてください。)

振込口座	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座・その他	口座番号	
	口座名義			
	フリガナ			

5 添付書類

- ・ 誓約書兼同意書
- ・ (個人事業者の場合) 振込先の通帳等の写し

別記第2号様式(第4条関係)

北広島市長 様

誓約書兼同意書

北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金の申請に当たり、下記事項について誓約及び同意します。

記

- 1 令和4年4月1日時点において、道路運送法第4条第1項の許可を受けており、北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付要綱第2条第1号又は第2号に該当する事業者です。
- 2 申請時において、上記許可に基づき継続的に一般旅客自動車運送事業を営んでおり、申請日以後においても当該事業を継続する意思があります。
- 3 営業に当たり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対策を適切に実施しています。
- 4 申請内容についての確認に際し、市が必要となる情報を北海道運輸局その他関係機関に対して照会すること及び現地調査等を行うことに同意します。
- 5 申請内容に虚偽があった場合は、当該支援金を直ちに返金します。

以上

年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

別記第3号様式(第5条関係)

一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金支給決定通知書

年 月 日

様

北広島市長

年 月 日に提出のありました北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	支援金を交付する ・ 支援金を交付しない
交付金額	円
支援金を 交付しない 場合の理由	